

八潮市こども医療費支給制度について

1 こども医療費支給制度の概要

① 目的

こどもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、こどもにかかる医療費の一部に相当する額を助成する制度です。

②対象となるこども

- ・ 中学3年生までのこども（満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）
 - ・ 市内に住所を有すること
 - ・ 国民健康保険又は社会保険の被保険者又は被扶養者であること
- ※ 所得制限はありません。

③ 受給資格

こどもが加入している健康保険証と保護者の普通預金通帳を持参の上、市役所子育て支援課児童給付係で手続きします。

受給資格証（若竹色）は、即日交付します。

④ 支給内容

・ 支給対象年齢

入院……中学3年生まで（3月31日まで）⇒自己負担なし

通院……中学3年生まで（3月31日まで）⇒自己負担なし

・ 支給対象費用

保険診療に係る一部負担金を対象とします。

入院時食事療養費標準負担額については、対象とします。

保険外診療や、保険外の実費負担については、対象としません。

・ 支給方法

現物給付方式（ただし、限度額21,000円まで）

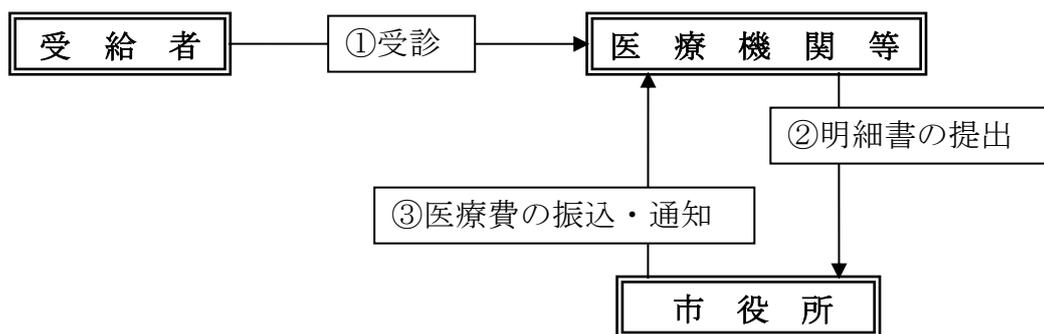
2 現物給付における支給の流れ

現物給付方式とは…

受給者は医療機関等の窓口で医療費（保険診療の一部負担金）を支払わず、代わって市役所が医療機関等に支払う方式。

これにより、受給者に医療費の助成をしたものと見なします。

(1) 支給の流れ



- ①受診……受給者は、保険証・受給資格証をもって受診します。
その際は、医療機関等に助成対象分は支払いません。
- ②明細書の提出……医療機関等は、明細書を作成し、市役所に提出します。
(原則として毎月20日締め)
- ③医療費の振込・通知……市役所は、明細書に基づき、医療費を医療機関等に振り込み、支給通知を送付します。
(明細書提出月の翌月25日振込)

※受診時に、現物給付によらず、医療費を医療機関等に支払った受給者の場合は、助成対象のものであれば、償還払いの手続き（申請）により、助成します。（後述：3 償還払い方法）

(2) 注意事項

①窓口での支払いが必要なもの

こども医療費支給制度では、保険診療にかかる一部負担金を対象としています。したがって、助成の対象とならない次のような費用は、市では負担できないため、医療機関等の窓口で受給者に請求してください。

- ・ 保険外診療、保険外の実費負担
- ・ 意見書、証明書等の文書料
- ・ 交通事故など第三者行為による医療費
- ・ 学校等での怪我の場合（(独)日本スポーツ振興センター法による災害共済給付)

※学校・幼稚園・保育所の管理下における怪我または疾病に対し、医療保険の療養に要する費用（初診から治癒までの医療費総額）が5000点以上の場合、災害共済給付の対象となるため、こども医療費支給制度では対象外となります。

②受給資格証の確認

受給資格証の提示がない場合は、医療費を助成できない可能性があります。受給資格の確認ができない場合は、現物給付は行わずに、医療機関等の窓口で受給者に請求してください。

特に、引越しの場合は、市役所への届出が前後することもあるので、保険の切り替えとあわせてご留意いただきたいと思います。

③限度額は月21,000円まで

限度額とは……

ある一定の上限額を設け、医療費（保険診療の一部負担金）がこの額を超えた場合は、現物給付は行わず償還払いとする。

月ごと・医療機関ごと 21,000円まで

現物給付を実施すると、窓口での支払いがなくなりますが、どんなに高額になっても実施するわけではありません。保険者からの高額療養費との2重支給を避けるため、限度額を設けることとします。

限度額を超えた場合は、現物給付は行わずに、医療機関等の窓口で受給者に請求してください。

＜例1＞初診で限度額を超えた場合

→初回から、医療費を受給者に請求してください。

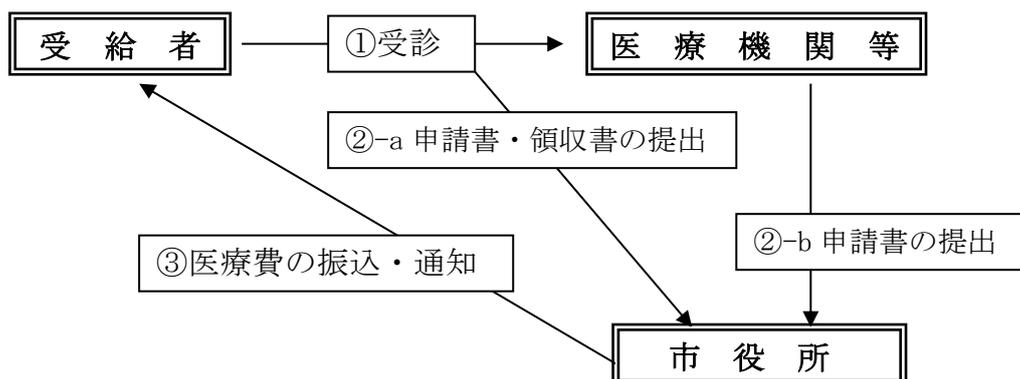
その月のその後の医療費も、受給者が負担し医療機関等に支払います。

＜例2＞月の途中で限度額を超えた場合

→限度額を超えたことがわかった時点で、その月の医療費全額を、受給者に請求してください。その月のその後の医療費も、受給者が負担し医療機関等に支払います。

※いずれの場合も、受給者には、償還払いの手続き（申請）により助成します。

3 償還払い方法における支給の流れ



- ①受診……受給者は、保険証を持って受診します。
その際は、医療費を医療機関等に支払います。
- ②-a申請書・領収書の提出……受給者は、申請書に必要事項を記入の上、領収書を添えて市役所の窓口へ提出します。
- ②-b申請書の提出……医療機関等は、受給者が持ってきた申請書に領収額などを記入（証明）の上、受給者に返すか市役所に提出してください。
- ③医療費の振込・通知……市役所は、申請書に基づき医療費を受給者に振り込み、支給通知を送付します。

4 様式について

- ・明細書については、添付の記入例を参照してください。
- ・様式は、印刷済様式またはエクセルで提供します。
明細書の作成にあたっては、専用システムの提供がありませんので、手書き、またはエクセルでの入力・印字等になります。
(※kosodate@city.yashio.lg.jp へてに電子メールでご依頼いただければ、エクセル様式を送信いたします。)
なお、レセプト用コンピュータの利用については、各医療機関の判断でお願いいたします。

問い合わせ先 八潮市役所 子育て支援課 児童給付係 048-996-2111 内線209
--